慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法六八〕立札・赤旗・天幕小屋の設置と争議団の活動の限界(福岡地裁飯塚支部昭和四四年一二月一九日判決)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.5 (1970. 5) ,p.113- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究 表紙タイトル : 幸袋工作所事件
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700515-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と解すべきで、行為者的、かつ類型的にみて継続的性質を必要とする。したがつて、常習犯のように法益の侵害の危険性の高い点が身分犯のメルクマールとすると、営利目的犯における目的も刑法にいう身分にあたるといえなくもないように思われる。ただ、常習犯の常習性は行為者的要素であると同時に継続的性質をもつが、目的犯における目的は、行為者的要素ではなくて行為的要素であるから、通常人も営利目的犯を随時、犯しうることを考えると、一般的に麻薬取締法六四条二項の営利の目的を身分に含ませることは妥当でないと思われる。しかしながら、犯罪の性質上、目的犯にも、非継続的なものと継続的、職業的なものとを区別することができるのではなかろうか。そうとすれば、後者については常習犯の認定がなされるかどうかは別論として、常習犯に類似した理論構成も可能となるもののように思われる。

したがつて、一般的、抽象的な議論としては判旨に納得できない面があり、少なくとも誤解を招くおそれなしとはしないが、この種の事例に限つて、具体的な判断として判旨は実質的に正鵠を得ているというべきであろう。

以上の理由により判旨に賛成する。

（中谷　瑾子・筑間　正泰）

〔労働法　六八〕　立札・赤旗・天幕小屋の設置と争議団の活動の限界

（幸袋工作所事件　福岡地方裁判所飯塚支部昭和四一年(ワ)第一三五号　昭和四四年一二月一九日判決）

【事実】

原告会社（以下単に会社という）は、一般産業機械、車輛部品、バルブなどを製造販売している会社で、昭和四一年九月における従業員の組合員数は、約二八〇名であつた。本件において取り上げられている争議行為の原因についてみると、まず昭和四〇年六月、山猫ストを指導したという理由で、N・M二名の組合員が懲戒解雇になり、つづいて会社は、昭和四一年八月二二日、当時被告らを含む同会社の従業員中多数が所属していた全国金属労働組合福岡地方本部幸袋工作支部（以下単に組合支部という）に対して企業再建のために人員整理が必要であるとして希望退職者を募集することを提案したが、組合支部がこれに応じなかつたため同年九月一二日付で四九名の指名解雇を行なつた。組合支部は、右の会社の行なつた指名解雇に対抗し、四日間のストライキを行なつたが、それ以降は、四九名の被解雇者を除いて就労することになつたが、被解雇者を中心として解

雇撤回闘争が、なお続けられ、その一環として被告ら三四名は、原告会社に無断で同年九月一六日頃に会社正門外側横の地上に縦三・五メートル、横五・〇メートルの範囲にわたつて天幕を張り、立札八本、赤旗三〇本を立てた上右天幕小屋に寝泊りし、あるいはこれを集合場所として利用し、さらに同所を拠点として会社の構内にデモまたはビラの配布などを行なつた。会社は被告らを含めて四九名に対し、立入禁止仮処分申請を行ない福岡地裁より、昭和四一年九月二六日決定が出され、それより右四九名の者は会社構内へ立入りを禁止されることになつた。

組合支部は、支部臨時大会を開き、「長期路線で闘いいわゆる局地戦から地方本部を舞台に統一闘争に拡げる」との方針をとつたが、職長などを中心とした組合員の中から条件闘争へ方針を切り換えようとする動きも生じてきた。そして同年一〇月一一日から一二日にかけての組合員再登録の結果、組合員は被告らを含めて三〇数名に過ぎない状態となつた。そして脱退した組合員らは、幸袋工作所従業員組合を結成することになつた。なお被告らは、ほとんどが地位保全仮処分事件として現に裁判所において解雇処分を争つている状態である。

以上述べたような労働争議を背景として、会社により天幕小屋の収去、土地の明渡請求がなされたのが本件である。

なお判決は、被告らのうち解雇を争つていない者については、会社の主張を認め、解雇を争つている者に対しては、天幕小屋およびこれに密着して設置された木立札および布立札の収去を認めている。

【判旨】　判旨は、天幕小屋、立札、赤旗などの収去、土地の明渡請求を求める相手方つまり被告を区別する。

「被告らの地位につき考えるに、被告らの全員が全国金属労働組合福岡地方本部幸袋工作支部の組合員であることを認めるに足る証拠はないのみならず、右工作支部が組合としての意思決定に基づいて本件において見られる天幕等の設置の行動に出たものと認めることのできないことは前段認定の通りである。……被告らのうち被告A、B、C、D（個人名を記号とする。以下同じ。　筆者註）の四名は前記昭和四二年（ヨ）第二一号地位保全仮処分申請事件の申請人中に加わつていないこと、被告E、F、G、H、以上の四名は当初右事件の申請人中に加わつていたがその後右申請を取下げたことは当裁判所に顕著な事実であり、以上の被告ら（N、Mを含めて　筆者註）が解雇の効力を争つてその余の被告らとともに団結して原告会社に対し何らかの行動に出ている事実を認めるに足る証拠はない。……以上八名を除く被告ら二六名は、以上の各解雇処分の違法不当であることを主張し、右主張を貫徹するため現に一時的に団結しいわゆる争議団として行動しているものであることは前段認定の諸事実並びに弁論の全趣旨からこれを認めることができる。而してかかる被解雇者の集団ないし争議団もまた団体交渉権をもち、これに伴つて争議権をもつものというべきであり、かくて原告会社と、被解雇者の集団としての被告らとは、現に広い意味において争議状態にあるものと解するのが相当である。」としている。つづいて次のように本件判断

の核心に触れて論旨を展開している。「被告らの天幕小屋設置の行為は目的においては正当であるが、その手段はかなり永続的な物理的設備を用いて当該部分について排他的占有をなしているのみならず、本件土地の全般にわたつて自由な使用に障害を来し原告に現実的な損害を与えているのでありその手段および相手方に与える損害と、現在の被告らの利用状況および諸般の事情に照してみるとき、争議行為としては許される限界を超えているものといわざるを得ない。しかしながら立札、赤旗等については、その設置場所はすでに認定した通り原告会社事業場正門外側一帯であるが以上の事実をもつて直ちに原告会社の本件土地の利用に障害を及ぼすものであることは認められない。

原告会社は被告らが立札、旗等を立てていることにより、会社の体面体裁が著しく傷つけられると同時に、会社に出入りする得意先、商社その他の人々に強い悪印象と不安感を与え、営業活動の面に多大な支障を来たしていると主張し、右趣旨に副う証人Oの証言があるけれども、会社の体面体裁というものはそれ自体極めて主観的な事項に属する上、被告らと原告会社とはすでに認定した通りの争議状態にあるのであるから、前認定程度の立札、赤旗（天幕小屋に密着して設置されている前記E及びFを除く）などは、……会社並びにその従業員ないし地域住民に対するアッピールないし説得の手段としては最少限その必要性があるというべきのみならず、原告会社が右立札、赤旗などによつてその土地の使用を実質的には殆んど妨げられていないことを考え併せると、被告らが赤旗等をたてる行為はなお正当な争議行為の範囲内にあるものと見るべきであつて仮に原告会社がこれによつて営業活動上の損失を被つたとしてもかかる結果は正当な争議手段から生じたものとして原告においてこれを受忍する義務があるといわなければならない。然らば原告が被告らに対し立札、旗等（前記E及びFを除く）の収去とこれらの物件の設置された土地の明渡を請求することは権利の濫用であつて許されるべきではない」と結んでいる。

【評釈】 結論にほぼ賛成である。

一　この事件は、主として争議団（判旨中において認定されているところにより一応争議団として今後の論理を進めてゆくことにする。しかしかなり事実認定に不備の点、あるいは疑問の余地がある。）の争議行為、争議団の会社施設利用、赤旗、立札の許容される限界などについて法律判断を求めているものである。従来争議団については、かならずしも十分な研究がなされておらず、研究の余地が残されている。

争議団は、通常一時的な労働者の集団であり、しかも労働組合とほぼ同一の目的を持つて集団活動を行なう団体であると考えられている。たしかに争議団を構成する労働者は、労働者意識と使用者に対する対抗意識とがその支えとなつていることは見逃すことができず、一つの具体的目的を当面の団結を通じて実現しようとするものであり、その具体的目的実現に指向された意識のなかに右の労働者の意識が強く生きている。争議団は、具体的な当面の目的が実現することによつて解消するのが通常の姿であり、労働者の各意識もそれと同時に解消することが多い。ところで本件の争議団は、その

成立においてやや特殊なものを持つている。というのは、すでにみたように最初労働組合として解雇撤回闘争を展開してゆく過程において被解雇者でない組合員が脱退してゆくなかにおいて、つまり従来の労働組合活動のなかに争議団が生まれてきたことである。従来の労働組合すなわち組合支部が、その組合員をほとんど失い、組合に残つた大部分は被解雇者であるという状態のもとに生じてきた団体つまり争議団が、集団活動をしていることである。そして組合支部が、労働組合として活動を展開することを中止した時点から争議団としての活動が行なわれているのであつて、本件の争議団の背景には労働組合活動の性格が強く流れていることを見逃すわけにはいかない。このような争議団には、必然的に労働組合の活動方式が惰性的に多く採用されることは事実であろうし、これを使用者が一概に否定しさるわけにはいくまい。そもそも労組法は、一条二項において「労働組合の団体交渉」という表現を使用し、また六条において「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者……」という文言を使用し、一見団体交渉の当事者を労働組合に限定しているようにみられるが、労働組合だけに限定すべきでないことは、憲法二八条が「勤労者の団体交渉をする権利」を保障し、労組法七条二号が「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすること」を義務づけていることから明らかに判断される（有泉亨編「労働法概説」五七頁参照）。団体交渉については以上のようにいえるにしても、争議団の活動や争議行為についてはどうであろうか。ここには二つの見解が分かれるように思われる。一つは争議団について憲法二八条があるにもかかわらず、これを団体の性格からして限定的に判断する見解と、もう一つは憲法二八条を根拠として労働組合とほぼ同一にその労働基本権上の諸権利を認めようとする見解とである。判旨は、どちらかというと第一説に近いように思われる。というのは、使用者の憲法二九条を根拠としてそのうえに認められている物権法上の諸権利とりわけ所有権やそこから派生する施設管理権にかなりの重点を置きながら問題を検討しようとする態度をとつたため、ややもすれば労働者の憲法二八条の労働基本権が制限され勝ちであることを認めないわけにはいかない。たしかに使用者の所有権なり施設管理権なりは尊重しなければならないが、尊重する余り争議団の活動が労働組合と比較して不当に制限される結果になつてもよいものかどうか疑問である。

二　争議団の種類は、いくつかに区別されうるであろう。そして本件の争議団は、どちらかというともつとも労働組合に近い型をとつている（この点からして争議団といえるかどうか疑問である）。つまりこの争議団は、従来から労働組合が活動を展開してきたレールと環境とのなかにおいてその活動を行なうよう習慣づけられている団体であつて、使用者が従来からの慣行を無視して一方的に自己の主張を貫徹しようとしてもそれは無理である。というよりは、右の使用者の主張は、妥当性を欠くというべきであろう。

まず争議団の活動についてみると、争議団は、労働組合と同一の活動をしてなんら法的に右活動が違法視されるとはいえまい。争議団は、その性格からしてかならずしも労働組合と同一の効果を狙つた活動を行ないえない場合がたしかにあるとはいいながら、それは

争議団の性格という内面からする制約というほかない。つまり集団の性格からして団体の内面から当然に派生する制約であつて、構成員の個別的労働関係から由来する制約ではない。すなわち構成員が解雇されそれが裁判所の仮処分命令によつて支持されたからといつて争議団の性格が変化するものではありえない。判旨は、争議団を個別的労働者の状態に還元して、いわばその時点で判断しようとする基本的態度に立つているもののようであるが疑問である。したがつてNおよびMの争議団構成員の資格を否定しようとしているが、右のような集団性を見逃した判断が正当であるとは考えられない。また被解雇者に会社構内立入禁止の仮処分命令が出されたことについても考慮を払つているのであるが、そもそも会社構内立入禁止命令を出すことが、本件の場合妥当であるかどうか疑問である。いつてみれば会社構内への立入禁止処分は、それだけでわが国の労働組合なり争議団なりの現実を考えたとき、いわゆる差止命令的効果を十分に発揮するというべきであろう。そしてこれを根拠にして争議団の構内立入禁止を認めようとすることは、争議団に対する著しい活動の制限を結果することになろう。使用者が会社構内への立入を禁止しようとする態度に出ることは、それなりに理解されなくはないが、立入禁止の対象になる労働者が争議団を構成している場合、組合以下の条件で立入禁止が行なわれるべき性質のものであろうか。というのは、争議団という場合すでに述べたように憲法二八条の保障を受けているのであり、したがつてわが国特有の労使関係を背景としての団結権の行使が認められるべきである。したがつて企業毎に団結した争議団の構成員は、個別企業体から排除されたときは、ほとんど活動と団結のための日常生活の場を奪われたことになる。したがつて憲法二八条をその根底に考えたとき、著しい経営上の障害とか犯罪行為の行なわれない限り、争議団構成員をそう安易に企業外に排除できるものでないであろう。判旨が争議団構成員をきわめて当然のように個別企業外に排除できるような論旨の展開を行なつていることには疑問がある。そして立入禁止の仮処分を認めた上で、すなわち争議団構成員の活動の場を奪つた上で、なお争議団の天幕小屋のことを認めることには疑問があるが、だからといつて収去を認めることは妥当であろうか。争議団は、個別企業単位に構成されるとともに資力に制約を受けざるを得ないであろう。そのためにどうしても企業の施設とりわけ本件においては、使用者所有の土地の利用を行なわざるをえない現実に追い込まれている。それが本件においては天幕小屋の設置となつて顕現したとみられるが行き過ぎであろう。してみると天幕小屋の収去は、一応法的に認められるべき性質のものといえまいか。そして使用者側は、右天幕小屋の設置が、経営に著しい支障をきたしているので、（収去理由は、著しい支障とみられるであろう）争議団がその場所の選定にやや不当な手段をとつたこととあいまつて、右天幕小屋の収去を認めるのは妥当といえまい。

三　赤旗、立札などについては、ほぼ判旨は妥当であるというべきであろう。ただ立札の内容については、多少疑問と思われる点がある。というのは、一部の布立札は、どちらかといえば政治色の強

い文句を使用している。たとえば「ベトナム侵略反対」、「ベトナム人民支援」、「米原子力艦隊の日本寄港阻止」などである。なるほど憲法二一条によつて表現の自由は、大幅に認められているとはいいながら、当面本件争議団が、右立札の主張を使用者に行なうことが直接的かつ具体的にどれだけの意味があるであろうか。いつてみれば、争議団の目的つまり解雇撤回と直接関連性を持つものとは理解できないというべきであろう。そもそも通常認められる争議団は、かならずしも恒常的団体でないこと、労働組合結成の努力を構成員自身行なつていないことなどを考慮したとき、労働組合とは相違して政治活動に親しみえない性格を保有していると思われる。したがつて右立札の収去を認めることは妥当というべきである。かりに右立札が、かつての上部団体であつたものからの指示であつたにしろ、使用者が右立札の撤回を行ないえない理由はないであろう。

そもそも本件は、争議団の本質をよく理解することによつて判断することが重要であるが、判旨は、一度は争議団として認めながら、その争議団の活動を、個別的労働者の行動に置き代えて判断しようとする基本的態度を取つているようである。そうしたところに一般市民法の領域における法理と市民法における訴訟上の攻撃方法とが、時折採用され、そして異なつた原則を無理して統合したところで理論構成されたものが、争議団の労働法上における団体性に亀裂を生ぜしめ、争議団の正しい認識と本件の判断とに欠陥を生ぜしめているようである。

（阿久沢亀夫）

〔最高裁民訴事例研究　七四〕

昭四三36（最高民集二二巻一二号二六二九頁）

代物弁済予約完結行為の否認

否認権行使等請求事件（昭四三・一一・一五第二小法廷判決）

訴外摂津綜合事業協同組合（破産組合）の理事長は昭和三〇年七月頃右組合の運転資金に充てるため、訴外藤井に対し、融資を依頼した結果、右組合は昭和三〇年八月四日頃Y_1から理事長他理事三名の保証の下に金三〇〇万円を弁済期昭和三一年七月三一日の約定で借受け、担保のため本件不動産に抵当権を設定し、かつ右債務の弁済を遅滞したときはY_1の一方的意思表示により、Y_1において所有権を取得できる旨の代物弁済の予約をし、昭和三〇年八月六日Y_1のため売買予約名義で所有権移転請求権保全の仮登記を了した。一方右組合は、昭和三〇年八月頃から経営が行詰り、資金としては本件不動産以外にみるべきものがなく、その上他